

お知らせ

**1月5日～2月2日は
償却資産の申告期間です。**

■問い合わせ 資産税課（内線 2264）

■償却資産の申告はお済みですか？

償却資産とは、法人（会社）や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品などの資産です。毎年1月1日時点で償却資産を所有している方、または市内の事業所に償却資産をリースされている方は申告が必要です。

法人の方は「固定資産台帳」や「法人税申告書別表16」等を基に申告を行ってください。なお、申告した償却資産の評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません。（ただし申告は必要です。）

■申告方法について

1 提出書類

①償却資産申告書

②種類別明細書（増加資産・全資産）

③種類別明細書（減少資産） 2前年中に資産の増減がない場合

明細申告で前年中に資産の増減がない場合は、償却資産申告書のみ提出となる

りますが「17、備考」には『増減なし』と記入してください。

3 廃業、解散等により市内に資産がない場合

廃業、解散等により償却資産がない場合は、申告書の「17、備考」欄に解散の時期を含め、その旨を記載してください。

4 企業の電算処理により申告される場合

全国的に統一された様式に合わせて1月1日現在の評価額を申告してください。また、種類別明細書については全資産を種類ごとに区分し、償却資産申告書にある合計額と一致するようにしてください。

※電子申告も受け付けております。ご利用に関しては eTax（エルタックス）ホームページをご覧ください。
http://www.eltax.jp/

申告期間 1月5日（月）～2月2日（月）

申告場所 資産税課

申告用紙 12月中旬に送付していますが、市ホームページからもダウンロードする

お知らせ

省エネ・節電講演会 & 家庭エコ診断
【無料】く知って得るおうちエコく

■問い合わせ 環境施策推進室（内線 3221）

■省エネ・節電講演会

省エネ・節電は、「難しくて面倒、お金がかかる」そう思いませんか？

一般財団法人省エネエネルギーセンターから専門講師を招き、家庭で簡単にできる省エネや節電方法等に関する講演会を行います。この機会に、身近なところから電気代削減にチャレンジしてみませんか？

内容

①省エネ・節電とは

②省エネ・節電の事例紹介

③省エネ家電って何？

④省エネ製品の見分け方

⑤浦添市の省エネ化の取組など

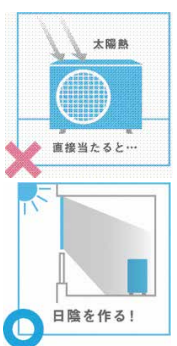
日時 1月31日（土）14時から（講演時間は90分程度）

場所 市役所9階講堂

定員 100人（先着順）

申込 不要

参加費 無料



■家庭の簡易エコ診断

ご家庭の光熱費用をもとに、省エネ化のポイントを専門の診断員が説明します。

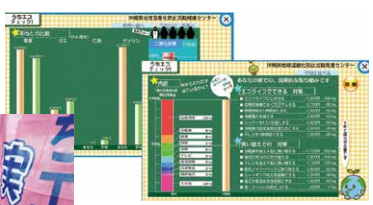
日時 1月31日（土）13時30分～16時

場所 市役所9階展望ロビー

申込 不要

参加費 無料

その他 光熱費を確認の上、お越しく下さい。



ことができます。（ホームページ内検索で「償却資産申告」と検索）

■主な償却資産

左の表は償却資産の種類別ごとの具体例となっています。ご確認ください。また償却資産申告は資産の所有がない場合でも申告が必要となります。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

種類	主な償却資産
第1種 構築物（建物附属設備）	広告塔、独立煙突、受変電設備等、門、塀、ゴルフ場のネット設備、緑化施設、庭園、舗装路面（マンション等の駐車場舗装も含む）、家屋のテナントが施工した造作など（建物附属設備のうち、固定資産税において家屋として取り扱われなかったもの）
第2種 機械及び装置	施盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、工事の変・発電設備、立体駐車場の機械装置など
第3種 船舶	ボート、漁船、油槽船、貨物船、作業船、台船、客船、遊覧船など
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車両及び運搬具	フォークリフトやタイヤジャボなどの大型特殊自動車（車両番号が0又は9で始まるもの）、荷車、手押車、構内運搬具など
第6種 工具・器具及び備品	測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具（事務所・応接セット等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器（パソコン等）、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器

その他 申告最終日は窓口の混雑が予想されます。早めの申告をお勧めします。

お知らせ

20歳になったら国民年金
■問い合わせ 市民課（内線 3111～3116）

今年成人を迎える皆さま、おめでとうございます。20歳になると、国民年金への加入が法律で義務付けられていることはご存じでしょうか。

■国民年金とは

年若いときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

■国民年金の給付は3種類

年金という「お年寄りのためのもの」と思っているかもしれませんが、若い人にとっても大切なものです。若いときに国民年金制度に加入し、保険料を納め続けることで受けられる給付は3種類あります。

①老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。保険料を納めた期間が長ければ長いほど、そ

お知らせ

く臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期限が迫っています！
■問い合わせ 臨時給付金支給室 870-4711

市では、2つの給付金の支給対象と思われる方へ、7月中旬以降に随時、下のような封筒で申請書を送付しています。

まだ申請がお済みでない方は、必ず期限内に申請されるようお願いいたします。



「臨時福祉給付金」



「子育て世帯臨時特例給付金」

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

■次に該当する方はお早めに問い合わせください。

- ①申請書等は届いていたが、紛失（または破損）してしまった。
- ②申請書等を提出して2か月以上経つが、決定通知が届かない。（または振込がない。）
- ③どちらかの給付金に該当すると思われるが、申請書等が届いていない。

浦添市の申請期限は

平成 27 年1月 19 日（月）
（郵送の場合は当日消印有効）
となっています。

※申請期限を過ぎると申請の受付ができませんのでご注意ください!!

れだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなります。

※いずれの場合も要件を満たしていることが必要です。

②障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

③遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある妻および夫は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※いずれの場合も、要件を満たしていることが必要です。

■国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

●学生納付特例制度

収入がないなどの理由で保険料を納めることが難しい学生には、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めること

●若年者納付猶予制度
30歳未満で学生以外の者の本人および配偶者の前年所得が一定以下の人に対し、保険料の納付を猶予します。

■保険料を納めましょう
加入手続きを済まし、国民年金保険料納付書が届いたら、保険料を納めましょう。

各種制度の詳細および申請書のダウンロードは日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民年金の手続きやご相談はこちらまで。

市民課国民年金係
876-11234
（内線 3111～3116）
浦添年金事務所
877-10343
（自動音声案内）